No.296 2022/10/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

事業所得と雑所得の区分について

Q 私はサラリーマンとして給与を得ていますが、同時に副業で一定の収入を得ております。従来は事業所得として、副業の赤字を給与から差し引いて確定申告していますが、これからは副業収入が 300 万円超ないと認められない話がありましたが、結局どうなったのでしょうか？

解説

パブリックコメント版から変更され、300 万円という金額で事業所得と雑所得の区分がなされるわけではなくなり、基本的に**記帳や帳簿書類の保存**が要件となりました。

1． 改正通達の要点

本業か副業かにかかわらず、記帳・帳簿書類の保存をしていれば、事業所得として扱うことができます。ただし、下記の場合は事業所得か雑所得か個別に判断することとなります。

①その所得の収入金額が僅少と認められる場合。

収入金額が、例年 **300 万円以下**で、主たる収入に対する割合が **10%未満**の場合などが該当します。

②その所得を得る活動に営利性が認められない場合

その所得が例年赤字で、かつ、赤字を解消するための取り組み（収入を増加させる、あるいは所得を黒字にするための営業活動など）を実施していない場合などです。

2． パブリックコメント版と修正案との比較

パブリックコメント版と修正案を比較すると下記のようになります。

【パブリックコメント版】

<table>
<tr><th>収入金額</th><th>本業</th><th colspan="2">副業</th></tr>
<tr><td>300万円超</td><td rowspan="2">社会通念で判断</td><td colspan="2">社会通念で判断</td></tr>
<tr><td>300万円以下</td><td>事業所得
（反証がある場合）</td><td>雑所得</td></tr>
</table>

【修正案】

<table>
<tr><th>収入金額</th><th>記帳・帳簿書類の保存有り</th><th colspan="2">記帳・帳簿書類の保存なし</th></tr>
<tr><td>300万円超</td><td rowspan="2">社会通念で判断
※概ね事業所得に区分</td><td>社会通念で判断</td><td rowspan="2">雑所得</td></tr>
<tr><td>300万円以下</td><td colspan="2">雑所得</td></tr>
</table>

要するに…

従来と比較して、事業所得と雑所得の区分が、明確になります。これからは副業で一定の収入がある人も、記帳や帳簿書類の保存などしたほうがいいでしょう。